

八代市監査委員公告第4号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、平成29年度随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成29年8月1日

八代市監査委員	江 崎 眞 通
八代市監査委員	藤 崎 智
八代市監査委員	上 村 哲 三

平成29年度

# 隨時監査報告書

八代市監査委員

八 市 監 第 1 5 7 号  
平 成 2 9 年 8 月 1 日

八 代 市 長 中 村 博 生 様  
八 代 市 議 会 議 長 鈴 木 田 幸 一 様

八代市監査委員 江 崎 眞 通  
八代市監査委員 藤 崎 智  
八代市監査委員 上 村 哲 三

#### 随時監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、随時監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

本随時監査における指摘事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を報告願います。

## 目 次

1. 監査の種類 .....	1
2. 監査の範囲・対象 .....	1
3. 監査の実施期間 .....	1
4. 監査の方法 .....	1
5. 監査の結果 .....	2
6. まとめ .....	3

## 1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査

## 2. 監査の範囲・対象

本市において、坂本支所地域振興課職員が事務を担当している「坂本ふるさとまつり運営委員会」の預金口座から、不正に預金を引き出し着服するという事案が発生した。これは、平成28年9月12日から平成29年4月24日までの間、計10回にわたり、1,094,846円を私的に流用したもので、このことは、職員として決して許されないあるまじき行為であり、市政運営に対する市民の信用を失墜する重大な非違行為である。

そのため、坂本支所地域振興課における平成26年度から現在までの当該団体の会計事務取扱について、今回の事案を引き起こした要因、事務処理の状況等の調査を行うこととした。また、併せて坂本支所地域振興課が取り扱う平成26年度から現在までのその他の団体会計事務及び平成28年度から平成29年度の歳入現金取扱事務についても調査の対象とした。

今後、公金等の取り扱いについて、二度とこのような事案が起きないように内部統制機能を確保し、安全で適正な管理体制の構築に資することを目的とした。

## 3. 監査の実施期間

平成29年7月3日から平成29年7月14日まで

上記期間中、平成29年7月14日に現地調査を実施した。

## 4. 監査の方法

今回の随時監査は、公金着服事案が発生した要因及び事務取扱状況について、坂本支所地域振興課から提出された関係書類、通帳、帳簿等を審査・照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。公金着服事案後の再発防止対応策として作成された公金等取扱マニュアルについても、その有効性の確認を行った。

また、「坂本ふるさとまつり運営委員会」以外の坂本支所地域振興課が会計事務を行っている団体会計事務についても同様に事務取扱状況の確認を行った。

なお、市税等の徴収、各種証明書の発行等の歳入現金取扱事務等の取扱状況についても、関係書類、帳簿、領収書控え等の確認を行った。

## 5. 監査の結果

坂本支所地域振興課における公金着服事案について、監査の結果は下記のとおりである。要因を把握し、必要な措置を行い、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を報告いただきたい。

### 【着服の状況】

回数	年 月 日	着服金額	内 容
1回目	平成28年9月12日	150,000	口座から引き出し、全額着服
2回目	平成28年9月30日	40,000	48,938円を口座から引き出し、8,938円を支払い、残額40,000円を着服
3回目	平成28年10月7日	45,000	65,500円を口座から引き出し、20,500円を支払い、残額45,000円を着服
4回目	平成28年10月18日	52,366	700,000円を口座から引き出し、647,634円を支払い、残額52,366円を着服
5回目	平成28年11月2日	186,516	口座から引き出し、全額着服
6回目	平成28年11月9日	43,728	50,000円を口座から引き出し、5,552円を支払い、残金のうち720円を口座に入金。残金43,728円を着服
7回目	平成28年11月16日	206,280	口座から引き出し、全額着服
8回目	平成29年2月2日	105,840	口座から引き出し、全額着服
9回目	平成29年2月7日	186,516	口座から引き出し、全額着服 (H28.11.2に引き出した金額と同額)
10回目	平成29年4月24日	78,600	口座から引き出し、全額着服
合 計		1,094,846	

### 【指摘事項】

今回の公金着服事案の発生は、次にあげるものが要因と考えられる。

- ①通帳は施錠されていないキャビネットに保管されており、印鑑は施錠できる机に保管されていたものの、鍵の保管が厳重ではなく、管理監督者が不在の場合に使用することができた。
- ②管理監督者に支出同等の書類による許可を得ることなく、口座から現金を引き出すことができた。
- ③管理監督者における支払の確認が行われていなかったため、支払い用の現金を引き出したにも関わらず、一部の業者への支払いがされていなかった。
- ④出納簿が作成されておらず、現金の流れと通帳の照合が行われていなかった。

この要因を解消するために、次のような取り組みを行っていただきたい。

- ①通帳、印鑑の適正な保管・管理、現金の適正な管理
- ②根拠書類に基づいた収入、支出の伺の作成、完了の確認
- ③出納簿による収支の管理
- ④管理監督者による定期的な出納簿と通帳の照合

## 6. まとめ

この公金着服については、当該職員の地方公務員としての倫理観の欠如が最大の原因ではあるが、管理監督者による通帳、印鑑等の適切な管理、収支の定期的な確認等のチェック体制が確立されていれば、着服を未然に防ぐことができたと思われる。

各種団体の会計事務については、平成25年度副市長通知「公金取り扱い事務のチェック体制の強化」により、適正な管理に務めるよう指導がなされている。また、平成27年度には教育委員会で公金窃取事案が発生したために再度「公金等取扱事務の適正化について」の副市長依命通達が行われている。

監査委員においても平成26年度及び平成27年度の定期監査時に「準公金取扱事務」「現金取扱事務」を重点項目として掲げ、全課かいを対象に実査を行っている。定期監査報告書において、各種団体の会計処理における帳簿と通帳及び現金の定期的確認、複数によるチェック体制の確立、管理監督者による指導監督の必要性を指摘してきており、平成26年度の定期監査の対象には、坂本支所総務振興課（現：坂本支所地域振興課）も含まれていたところである。

再三にわたる副市長通知、通達や定期監査報告による指導などにより、常に市民から信頼される市政の確立に向け、取り組んでいる中で起きた不祥事であり、このため

に市の業務に対する市民の信用を大きく失墜させる結果となったことは、非常に遺憾である。

公金等を取り扱う職員は、その重要性を認識し、自分が果たす任務と責任を自覚し、会計事務を行っていただきたい。また、管理監督者は常に危機管理意識を持って指導監督を行っていただきたい。

今回の不祥事を受け、今後、職員の公務員倫理意識の向上、事務取扱の改善、再発防止に係る有効なマニュアルの整備等により、組織全体として適正な事務が行われるように内部統制体制を整え、適正な管理体制の構築に取り組まれるよう要望する。